

## 平成 24 年度自動車事故対策費補助金交付事業募集要領

### 1. 補助事業の趣旨

この補助金は、自動車の運行の安全の確保に関する事業、自動車事故による被害者の援護に関する事業等の経費を助成することにより、自動車事故の発生の防止や被害者の保護の増進に資することを目的としています。

### 2. 補助事業の概要

#### (1) 募集事業

##### ①自動車事故救急法普及事業

自動車運転者等に対して、被害者救済に資する自動車事故現場等における実用的な救急法の講習及び実技研修を行う事業

##### ②安全運転推進事業

自動車事故を防止するため、自動車運転者等に対して安全運転に関する知識及び運転技術の向上を図る研修等を行う事業

※①、②いずれも運転免許を受けようとする者に対する講習は、本事業の対象とはなりません。

#### (2) 補助対象事業者の要件

各事業において、当該補助金の交付を受けることができる補助対象事業者は、次の各号の要件に該当する団体とします。

- 一 定款、寄付行為に類する規約等を有する団体であること
- 二 意思を決定し、実施する事業規模に応じた組織体制が確立されている団体であること
- 三 自ら経理し、監査する等会計組織を有する団体であること
- 四 事業活動の本拠としての事務所を有する団体であること
- 五 各事業を効率的かつ確実に実施することができる団体であること

#### (3) 補助対象経費

補助対象となる経費は、補助事業実施期間内に支出した経費のうち、以下に掲げる経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ証拠書類によって金額等が確認できる経費のみとなります。

- ・人件費：補助事業に直接従事する者の直接作業時間に要する経費
- ・備品費：事業遂行に必要な備品の購入に要する経費
- ・借料：事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
- ・印刷製本費：事業遂行に必要な資料等の印刷に要する経費
- ・通信運搬費：事業遂行に必要な運搬料、郵送料、郵便代等として支払われる経費
- ・その他の経費：上記以外の経費であって事業遂行に必要と認められる経費

なお、次のいずれかに該当する経費については、補助対象外となります。

- ・補助金の交付決定(国土交通大臣による交付決定通知)以前に、発注、購入、契約

#### 等を実施したもの

- ・事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱費
- ・文房具などの事務用品等の消耗品費
- ・減価償却費、公租公課、各種保険料
- ・上記のほか、社会通念上、不適切と認められる経費

#### (4) 事業実施期間

補助金の交付決定後より事業を開始し、今年度内(平成25年3月末日まで)に事業を完了するものとします。

#### (5) 補助率等

各事業の補助金の額は、補助対象経費に補助率1/2を乗じて得た額となります。ただし、補助対象経費の実績額から収入額を控除した額を上限とし、更に以下に掲げる額(予算残額)の範囲内とします。

- ① 自動車事故救急法普及事業 8,000千円
- ② 安全運転推進事業 5,800千円

#### (6) 事業の成果・効果の検証

補助事業終了後、事業を実施したことによる成果・効果を検証のうえ報告して頂く必要があります。検証方法が妥当でないと判断される場合は、採択できないこともありますので、ご注意下さい。

### **3. 応募方法**

以下の書類3部(正:1部、写:2部)を募集期間内に郵送により提出してください。なお、提出頂いた応募書類は返却できませんので、あらかじめご了承下さい。

#### (1) 応募に必要な書類

- ① 事業の内容【様式1】
  - ② 事業に係る経費の内訳【様式2】
  - ③ 応募者の概要【様式3】
  - ④ 申請者の営む主な事業及びその内容がわかる書類(会社パンフレット等)
  - ⑤ 直近の収支予算書及び決算報告書
  - ⑥ その他、実施する事業の内容及び経費について参考となる資料(企画書、見積書等)
- 注)【様式1】及び【様式2】については、1事業につき1シート提出してください。

#### (2) 募集期間

募集期間は、平成24年9月12日(水)から平成24年10月2日(火)【必着】とします。

### **4. 選定方法等**

提出された応募書類により、主に以下の審査基準に基づき総合的に審査を行い、採択事業を選定します。なお、審査期間中は必要に応じて電話等によるヒアリングを行うことがありますので、あらかじめご承知おきください。

#### (1) 審査基準

以下の点を踏まえ、総合的に判断します。

なお、補助対象者の選定にあたっては、特定の地域に偏ることの無いよう地域的なバラ

ンスを考慮することとします。

#### 【自動車事故救急法普及事業】

- ① 事業の内容が「2. 補助事業の概要」と合致し、有効な事業内容と認められるものであるか。また、自動車事故被害者の保護に寄与する効果について定量的に説明できるものであるか。
- ② 事業の内容が公益性を有するものであるか。
- ③ 事業が一定の規模を有するものであり、高い実施効果が得られるものであるか。

#### 《23年度採択事業の例》

交通事故救命救急法教育講習会を全国各地で約3,000名に対して実施。

#### 【安全運転推進事業】

- ① 事業の内容が「2. 補助事業の概要」と合致し、有効な事業内容と認められるものであるか。また、自動車事故発生の防止に寄与する効果について定量的に説明できるものであるか。
- ② 事業の内容が公益性を有するものであるか。
- ③ 事業が一定の規模を有するものであり、高い実施効果が得られるものであるか。
- ④ 事業の内容が先駆性を有するか、又は、自動車事故発生の防止に資するモデル的事業であるか。

#### 《23年度採択事業の例》

「運転技能自動評価システム(オブジェ)」を活用して、各運転者の運転行動を分析・把握し、個々の運転特性に応じた指導を行う安全運転講習会を約300名に対して実施。

#### (2)選定結果

選定結果については、書面により通知します(10月中旬頃を予定)。

#### 5. その他留意事項

- (1) 本事業の執行は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年政令第255号。)」によるほか、本補助金交付要綱等の関係規定に定めるところによります。
- (2) 今回の募集による選定は、補助金の交付を確約したものではありません。審査の結果、選定された場合には、その後、交付要綱に基づく補助金の交付申請手続きを行って頂きます。当省は、提出された交付申請書の内容を審査した上で、適当と認められるものについて交付決定を行い、事業者に通知します。事業者は、交付決定通知の受領後、事業を開始(着手)することが可能となります。
- (3) 選定に際しては、応募書類の内容審査及び予算額の関係等により、応募書類に記載した補助金交付申請予定額を査定(減額)する場合があります。
- (4) 補助事業にかかる経理について、帳簿及びすべての証拠書類を整理し、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、事業完了後5年間保存しなければなりません。

(5)補助事業終了後、国土交通省及び会計検査院が実地検査に入ることがあります。

(6)補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に違反する行為等(例:他の用途への無断流用、虚偽報告など)をした場合には、補助金の交付取消、返還命令、不正の内容の公表等を行うことがあります。

**6. 問い合わせ先・応募書類の提出先**

〒100-8918東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局保障制度参事官室自動車事故対策係 担当:品田、金子

電話 03-5253-8111(内線41417) FAX 03-5253-1638